

■ 応募用紙設置場所
御坊納税協会、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課
■ 応募対象者
御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

抽選で賞品が当たる！

**税金クイズに正解すると
抽選で賞品が当たる！**

**バイクを
お持ちの場合**
町外へ転出される方で、お持ちのバイクを
町内の方が使用される場合は、必ず税務課で手
続きを行ってください。(※)



**軽自動車を
お持ちの場合**
町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を
所有していない場合、廃車手続きを行ってください。

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していない場合、廃車手続きを行ってください。
税務課にご相談ください。

※(125CC以下のバイクは税務課で、125CC超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります)

に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会で必ず行ってください。

税理士による無料相談所の開催
11月15日(木)
10時～16時
場所 オークワロマンシティ
1階エレベーターホール前

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

**11月11日～17日は
「税を考える週間」**



お問い合わせは、(☎63-3802)まで。

■ 郵送先

〒644-0002

御坊市蘭419番地9

御坊納税協会

■ 応募方法
応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課窓口に提出してください。

■ 応募期間
11月1日(木)～16日(金)

**バイク転出される方へ
バイクや軽自動車の
名義変更・廃車手続きを
お忘れな
なぐくを**

— 税務署からのお知らせ —

☆年末調整説明会を開催します☆

平成30年分の年末調整説明会を下記のとおり開催します。

日 時	会 場
平成30年11月16日(金) 13:15～16:00	御坊市民文化会館
平成30年11月27日(火) 13:15～16:00	JAアグリセンターみなべ

e-Taxとダイレクト納付のご利用で 源泉所得税の納付がもっと便利に！

源泉所得税の納付手続等については、e-Taxを利用することで、所得税徴収高計算書の提出から納付までを税務署や金融機関へ出向くことなく、自宅やオフィスで簡単にを行うことができます。なお、源泉所得税の手続のみを利用する場合は、電子証明書を取得・登録する必要はありません。また、納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。

【お問い合わせ先】 御坊税務署 (☎22-0695)

11月・12月は「合同滞納整理強化月間」！

●町税の納付忘れはございませんか？

●町税は納付期限内に納付しましょう

納付しましょう

町、県および和歌山地方税回

收機構では、11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、税収確保および納期内に納税いただいた方との公平を確保するため、滞納者の財産の差押えを集め、滞納整理に取り組みます。

中的に実施するなど、合同で滞納整理の強化に取り組みます。納期限を過ぎているにもかかわらず、納付されていない方は、至急、金融機関で納付してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法について税務課まで必ずご相談ください。

【夜間納税および相談窓口の開設】

下記のとおり、夜間の納税および相談窓口を開設しますのでご利用ください。

詳しく述べは、税務課（☎ 63・3802）まで。

※徴収金とは、本税に延滞金、督促手数料などを含わせたものです

観光ゼミナール参加者募集中！

日高地方で暮らす子供たちなどを対象にした「日高町観光ウォッチ」の参加者を募集しています。



■日程

11月11日（日）

■内容

誕生院での絵説き・黒竹体験・
熊野古道巡りと盛りだくさん！

町の観光を体験する機会ですので、どしどし応募ください。参加者にはクエ太郎・クーコのピンバッジをプレゼント致します。

詳しく述べは、和歌山県日高振興局企画産業課（☎ 24・2911）まで。

記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大されています

対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

（所得税の申告の必要のない方

も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります）

売上げなどの収入金額、仕入

納期限までに町税を納付しない場合は、督促状が送付されます。

納期限までに町税を納付されま

す。督促状を発した日から10日

を経過した日までに、この町税

にかかる徴収金を完納しない場

合には、滞納処分（差押え）を受

けことになります。

れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載し

た帳簿のほか、取引に伴って作成

した帳簿や受け取った請求書・領

収書などの書類を保存する必要

があります。

詳しく述べは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）または、御坊税務署個人課税部門（☎ 22・1052）まで。